

# 令和8年度 いじめ防止基本方針

大田市立高山小学校

## 1. 基本方針

「いじめの定義」【いじめ防止対策推進法より】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という基本理念に立ち、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組む。

本校のいじめ防止に向けた基本的な姿勢を以下のとおり示す。

- 生命と人権を大切にする学校の風土づくりと、児童の進路保障に向けた取組を推進する。
- あたたかい人間関係づくりを進め、児童の安らかな居場所を確保する。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決する。
- 全職員で共通理解と校内研修を行い、児童理解と実践力を高める。
- いじめ防止のために、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

このことを念頭に置き、一人一人が大切にされ、いじめのない学校づくりを全職員で一致協力して進める。

## 2. 取組の具体

### （1）未然防止のために

#### ①互いを認め合える人間関係と学校の風土づくり

- ア 一人一人を大切にしたい集団づくりを進め、困ったときに悩みを打ち明けられる相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- イ 人権週間や人権集会、教育活動全体を通して、児童の人権意識を高め、すべての児童に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝え、お互いの人権を尊重し合おうとする心情と態度を育てる。
- ウ 日常的な活動や学校行事において縦割り班（高山っ子班）で活動することを通して、異年齢集団での関わり方を学ばせ、思いやりの心と自己有用感を培う。
- エ 大森小学校との集合学習を通して、コミュニケーション能力と集団生活における望ましい態度、社会性の育成を図る。

#### ②一人一人を大切にしたい学力保障

- ア 基礎的・基本的な学習内容の定着化を図り、「わかる・できる授業」の実践を進める。
- イ 特別支援教育の視点に立ち、児童の実態を踏まえた学習内容と学習方法を工夫しながら授業改善を行う。
- ウ 「漢字大会」「計算大会」の実施を通して、計画的に取り組む学ぶ姿勢を育成する。

### ③特別支援教育・道徳教育の充実

- ア 支援が必要な児童について職員間で共通理解を図り、体制づくりと支援の充実を図る。
- イ 児童の実態に合わせ、内容項目の重点化、指導法の工夫・改善を図りながら児童の道徳性を培う。

### ④よりよい生活習慣の定着

- ア メディアとのよりよい付き合い方を重点項目にし、学校区・地域・家庭で連携して生活習慣の改善に取り組むとともに情報モラルの向上を図る。
- イ 「生活シャキッと週間」「家読」の取組を通して、基本的な生活習慣と学習習慣の定着を図る。

### ⑤普及啓発

- ア あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自己有用感や人権感覚を培っていくことの大切さを通信や連絡帳、集会やP T A研修等において大人への周知を図る。
- イ 学校生活全体を通して、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別したりといったことを絶対に許さない子どもの手本となるような大人のふるまいを徹底する。

## (2) 早期発見及び迅速・誠実な対処のために

### ①いじめの認知

- ア 児童のささいな変化に気づき、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持つ。児童の訴えを真摯に受け止め、丁寧に聴いていき、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。
- イ 地域や家庭においても、子どもの様子を見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等に速やかに相談・通報することを周知徹底する。

### ②きめ細かな児童理解

- ア 全職員による日常観察と日常的かつ定期的な情報交換（「子どもを語る会」）を行い、児童の実態把握と共通理解を図る。
- イ 学期に1回の教育相談週間を設け、すべての児童の悩みを受け止め、解決に向けての見通しや方策をともに探り、不安を解消する。

### ③アンケート調査の実施

- ア 「いじめ防止アンケート（にこにこアンケート）」を実施し、早期にいじめを発見し、解消に向けて迅速な対応を行う。
- イ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（webQ-U）」を実施し（6月と11月）、児童の学校生活に対する満足感や集団の状況を把握・分析し、いじめの早期発見と迅速な対応に生かす。

### ④「いじめ防止対策委員会」と「いじめ対応チーム」

- ア 定期的かつ臨時的に「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめ防止の取組や相談内容の把握・児童や保護者への対応等について協議する。
- イ 個々の事案に対しては、「いじめ対応チーム」により事実関係の把握や対策を迅速に行う。

### ⑤地域や家庭、関係機関との連携

- ア 必要に応じて、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等、地域の関係団体と学校関係者がいじめ問題について協議する機会を設定する。
- イ 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携をし、いじめ問題の対応に取り組む。

## （３）生徒指導・教育相談の充実のために

### ①生徒指導体制の充実

- ア 一人一人の児童理解や学力保障に努め、好ましい人間関係づくりをすすめ、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。
- イ 日常の情報交換や定期的な「子どもを語る会」などを通して、児童の様子や変化を継続的に共有する。
- ウ 生徒指導上の問題に対して、対策チームを編成し、早期発見とすばやい対応を組織的に行い、改善を図る。
- エ 大田市教育委員会や関係機関との連携を図るようにする。

### ②教育相談体制の充実

- ア 管理職のリーダーシップのもと、教育相談コーディネーターや特別支援教育コーディネーターを中心とした相談窓口や教育相談週間などを通して、いつでも誰にでも相談できる体制をつくる。
- イ 困っていることや悩みがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
- ウ 児童や保護者の悩みや苦しみを受け止め、いじめから守る姿勢をもって相談を受ける。
- エ いじめに関する相談を受けた教職員は、生徒指導主任、管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を通して、校内で情報の共有化を図る。
- オ スクールカウンセラーの来校日を事前に児童や保護者に周知し、計画的に活用する。

## （４）重大事態への対処

### ①重大事態とは以下の事態が生じた場合とする。

- 児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより被害児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
※「相当の時間とは、年間30日を目安とする。」
- 被害児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合  
(その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。)

- ア 重大事態が発生した場合は、大田市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 事実関係を把握し、情報を記録する。
- ウ 「いじめ対応チーム」で指導方針の決定と指導体制の確立をし、指導と支援の具体的な手だてを決定する。

エ 全職員でいじめ解決への指導と支援を継続的に行う。

オ 被害児童と保護者がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係や集団活動が良好となった場合を事態収束とする。

### (5) 校内研修

職員の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢の向上のための研修を計画的に行う。

時期	研修内容	参加者
一学期	○いじめ問題対策のための取組	教職員
	○子どもを語る会（学期に1度） ・配慮を要する児童についての事例研究	教職員
	○教育相談の進め方	教職員
	○配慮を要する児童・保護者の個別相談	児童・保護者 教職員・S C
	○人間関係づくりに関する実践的な研修	教職員
夏季休業中	○webQ Uの分析研修	教職員
	○校内人権・同和教育研修 ・教職員の人権意識を高める	教職員
	○いじめ・自死に関する研修	教職員
二学期	○子どもを語る会(学期に1度) ・配慮を要する児童についての事例研究	教職員
	○心に関する研修 ・校内人権集会 ・P T A研修会	地域・P T A 児童・教職員 S C
	○配慮を要する児童・保護者の個別相談	児童・保護者 教職員・S C
三学期	○配慮を要する児童・保護者の個別相談	児童・保護者 教職員・S C
	○子どもを語る会（学期に1度） ・配慮を要する児童についての事例研究 ・年間のまとめと次年度の見通し ・学校評価の改善策の策定	教職員

(6) 高山小いじめ防止のための取組年間計画

月	いじめ防止	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4		○学級びらき		○授業公開・PTA総会・学級懇談 ○学校運営協議会
5	○学校いじめ対策組織の周知 (職員会議)	○人権の花運動		○家庭訪問
6			○児童アンケート ○教育相談週間 ○webQU	○高山地区小学校連合運動会
7	○学期末の評価 ○webQU分析			○授業公開 ○個人懇談
8	○校内服務研修 (ハラスメント) ○校内人権・同和教育研修			
9				○授業公開
10		○校内人権集会		○授業公開 (人権・同和教育) ○学校運営協議会
11		○連合音楽会 ○学習発表会	○児童アンケート ○webQU ○教育相談週間	
12	○学期末の評価			○個人懇談
1	○いじめの情報共有や組織的な対応も入れた学校評価 (児童・保護者・自己評価)			
2			○児童アンケート ○教育相談週間	○授業公開 ○学校運営協議会
3	○学校関係者評価の結果検証 →「基本方針」の見直し	○6年生を送る会		
通年	○評価システムを活用した取組	○縦割り班活動の充実 ○読書活動の充実(読み聞かせ、親子読書、学校司書との連携) ○自治的・主体的な委員会活動、クラブ活動	○児童に関する情報共有 (職員会議、職員朝礼) ○保健室の来室やSCとの関わりからの情報共有	○学校運営協議会委員ほか地域への授業公開、諸行事の案内

\* いじめ事案が発生した場合は、対応マニュアルを基本に、共通理解を図りながら迅速に対応していく。

(7) 【未然防止・早期発見】 いじめは このように防止します

すべての児童にとって「心の居場所」のある学校・学級づくり

児童との信頼関係の構築

一人一人を生かす授業づくり

『居場所づくり』『絆づくり』

- ・学級集団づくり
- ・わかる授業づくり
- ・個別の支援
- ・長期欠席児童への対応
- ・高山っ子班活動

児童の主体的な取り組みの育成・推進

『風土づくり』

人権教育・道徳教育の取り組み

- ・人権集会（人権標語、学びの発信）
- ・人権教育授業公開

保護者・地域との連携

- ・授業公開日、懇談会、日常の情報交換
- ・PTA研修会（講演会など）
- ・ふるさとのひと・もの・ことの活用

教職員の人権意識

教職員の児童観

校内研修（生徒指導、特別支援教育、人権教育、QU）  
子どもを語る会（学期に1回）

一人一人が存在感をもつことができる学級経営

webQU（年2回）  
教育相談週間（年3回）  
相談窓口（教頭・養護教諭）の周知  
・生徒指導だより  
・保健だより  
・保健室前の掲示 など  
学級経営のふり返し（年3回）

日常観察

個人	服装	顔色	笑顔
	元気さ	体の不調	行動
	悪口	冷やかす	
学級	陰口	はやしたてる	
	無視	物がなくなる	
学校	集団から孤立		
	閉鎖的な小集団		
	日記・生活ノート		

(8) 【いじめ対応】もし いじめがおこったら・・・ 1日目に対応する

本人からの申し出 他児童からの情報  
保護者からの訴え、地域からの情報等



校長 教頭 生徒指導主任 担任 養護教諭 (SC)

学校いじめ対策組織 ※報告は、個人ではなく学校いじめ対策組織が受けることとする。

※情報連絡は迅速に行い、その日のうちに次の◎をする。

◎被害者の気持ちに寄り添う

- 子どもや保護者からの訴えを真摯に傾聴
- いじめられている子どもの立場に立った親身な対応
- 「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」決意とメッセージを伝える。

- いじめの行為やそのときの気持ちを受容的に聴く。(理詰めで追い詰めることは避ける)
- 気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせ、よい方向に導く。

◎加害者の気持ちも配慮する

- 気持ちを十分聴く。

◎いじめの深度レベルを確認する

■把握したい事実関係 (5W1H)

- ①いつ頃からか
- ②誰がどこでどんな行為をしたか
- ③そのときどう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りの子ども達の様子はどうか

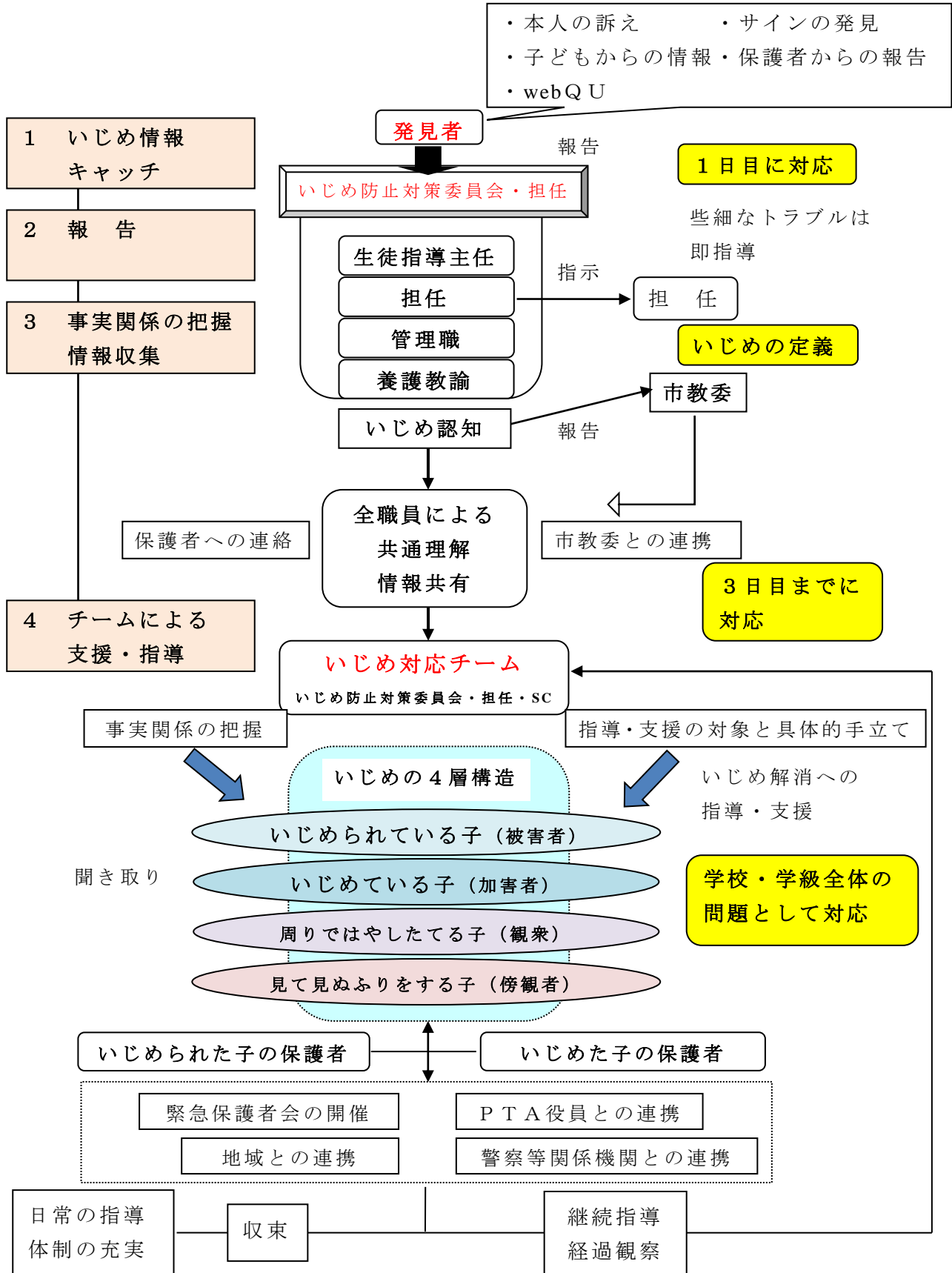
■被害者への基本スタンス

- 先入観をもたずに聞き、勝手な解釈や批判はしない。
- 性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。
- 保健室や相談室など危機を回避できる時間・場所を提供する。
- その子との関係が良好な教師が対応する。

いじめの深度レベル		対応
①	1対1の言葉によるからかい、無視等	偶発、単発、一時的、継続していない場合は、以下の対応を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">その場で、からかい、無視等が許されない行為であることを、毅然として指導</div> ※教職員の何気ない一言、かすかなうなずき、黙って聞き流す等の言動、態度が、いじめを助長したり、許容したりすることがある。 ※指導のポイント ○行為をしたか、しないかの一点を明確にする。
②	数名の言葉によるいじめ、仲間外し、無視。	レベル②③の対応表(9)に従って行動。
③	レベル②が継続 蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害。	
④	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等の重度の実害発生。いじめによる不登校。転校を保護者や本人が検討。	レベル④⑤の対応表(10)に従って行動。

⑤	自殺を図る。万引き強要。けがを伴う暴力。恐喝、窃盗、性的悪戯、PTSD。	※レベル②以上は、市教委へ連絡
---	--------------------------------------	-----------------

(9) 【いじめ対応】レベル②③の対応はこのようにします



☆事態収束の判断

被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好になっている。

しかし、継続指導は必要で、再発の芽を摘むことが必要。

(10) 【いじめ対応】レベル④⑤ (重大ないじめ事案) の対応はこのようにします

**重大ないじめ事案 (重大事態)**

<重大事態> (いじめ防止対策基本法 第28条1項)

- (1) 児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- (2) いじめにより被害児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 ※「相当の時間とは、年間30日を目安とする。」
- (3) 被害児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

